

令和4年第5回農業委員会総会議事録

令和4年5月17日（火）第5回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
2番	小田 正廣	3番	宮本 武博	4番	赤井 勝利
5番	小川 広文	6番	三上 雄二	7番	倉脇 敏弥
8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番	神山 順一
11番	宮脇 繁	12番	眞壁 勲二	13番	伊達 修史
14番	藤川 雅	15番	山田 條一	16番	大原 砂利
17番	奥津 忠和				

推進委員 8人

1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫			9番	逸見 則夫

欠席委員 2人

8番	信谷 昌吾	10番	奥津 賢司
----	-------	-----	-------

議事 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について

報告事項 農地法施行規則第29条の届について
農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
法務局照会について
農地転用期間変更届について
完了届について
転用工事進捗状況報告について
利用権設定中途解約について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	主幹	川添 和之
	主査	平田 浩二
	主査	小林 淳

(開会時刻 午後9時30分)

森本局長	委員の皆様、おはようございます。はじめに、4月29日備北民報記事でご存じかと思いますが、逸見会長が旭日単光章を受章されました。伝達式は5月26日、岡山で行われます。この場で報告させていただきます。
川添主査	ただいまから新見市農業委員会第5回総会を開催いたします。本日の出席は、26名でございます。欠席の方は推進委員8番信谷委員、10番奥津委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。先程、叙勲のご紹介をいただきありがとうございます。これも農業委員の皆様のご支援があったからこそ、この叙勲をいただいたことと感謝しております。任期まであと一年少々ですが、一生懸命に頑張りますので今後ともよろしく願いいたします。さて、人農地プランの法定化で営農集積の作成を農業委員で作れとなっておりますが、委員会だけでは無理だと思われま。衆議院の農水委員会では、農地法のタブレット入力を推進するとともに農地利用最適化交付金を、事務費に使えるような見直しになるようです。何にしても、仕事が増加することを考えられます。利用状況調査等の正確性も問われてくるのではないかと考えております。日に日に暑くなってきました。体調管理には十分留意されて、現地調査等を実施していただきたいと思ひます。本日も、よろしく願いいたします。
川添主幹	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、5番小川委員に先導をお願いいたします。
小川委員	「農業委員会憲章」の先導
川添主幹	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、11番宮脇委員、12番眞壁委員をお願いいたします。

続きまして日程2「議事」に入ります。議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第18号農地法第3条について、今回は第3条の申請が9件ございました。まず、1番でございますが、現地確認を5月10日に行っております。場所は唐松、現況地目は田2筆・畑2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を確保しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、貸借ではありませんので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は東京に居住していて、申請地を農地として維持することが困難であることから、市内で農地所有を希望している譲受人に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番

伊達委員

13番伊達です。確認を5月10日に逸見会長、三輪推進委員、私とで行いました。場所は、●●●から小阪部川ダム寄りに1キロ上がった所に保育所があり、その右の●●集落に入る道を300m入ったところにあります。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。7番。

後藤委員

推進委員7番後藤です。この件は、以前移住などで売買されていたのですか。

小林主査

令和元年に、移住の関係で来られた方です。現在は東京におられます

<p>会 長</p>	<p>が、当時はこの土地に移住して来られた方です。</p> <p>他に、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第18号2番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小林主査</p>	<p>次に、2番でございますが、現地確認を5月10日に行っております。場所は、草間、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物はモモ、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人が岡山市に居住していて耕作できず、以前より譲受人が借り受けて耕作していた申請地を売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p> <p>神山委員</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番</p> <p>10番神山です。確認日は5月15日、藤本委員、藤川委員、私とで行いました。場所は、北房井倉哲西線を草間へあがり、草間郵便局から南西へ600m先、●●集落の中心部●●公会堂の前にあります。元々譲受人が借りて耕作されており、この度所有権移転をし続けて耕作されるので問題ないと思います。</p>

<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第18号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小林主査</p>	<p>3番でございますが、現地確認を5月10日に行っております。場所は、千屋実、現況地目は田1筆畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人が県外に居住のうえ高齢で耕作できず、申請地近くの農家に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番。</p>
<p>小田委員</p>	<p>2番小田です。確認は5月15日、真壁推進委員、泉推進委員と行いました。場所は、180号線●●地神戸上線国道から150m入り左側に50m突当りの地です。●●●番はトマトハウスが3棟建っています。●●●番は私が作付けしておりますので問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第18号4番から6番は関連案件なので一括して議案の説明をお願いします。

小林主査

4番と5番は譲受人が同一人物、5番と6番は譲渡人が同一人物ですので続けて説明させていただきます。4番でございますが、現地確認を5月10日に行っております。場所は、大佐小南、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人が県外に居住していて耕作できず、申請地を管理できる親族に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。5番でございますが、現地確認を5月10日に行っております。場所は、大佐小南、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡

人が倉敷市に居住していて耕作できず、申請地を管理できる親族に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。6番でございますが、現地確認を5月10日に行っております。場所は、大佐小南、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人が倉敷市に居住していて耕作できず、申請地を管理できる親族に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。4番、5番、6番は以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番。

山田委員

15番山田です。4番、5番、6番、確認日は5月6日、宮本委員、後藤推進委員と行いました。4番の場所は、大佐山●●北の端から北へ100m先にあります。5番の場所は、●●●番、小南地内●●●記念館から西へ100m先にあります。●●●番、同じく●●●記念館から南へ30m先にあります。6番は4番と同じ所に隣接してあります。問題ないと思います。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。7番。

後藤委員

推進委員7番後藤です。4番の譲渡人の耕作面積は、違うのでしょうか。

小林主査

4番の譲渡人、耕作面積●●●●を●●●●に訂正をお願いします。

<p>会 長</p>	<p>他にご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号4番、5番、6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第18号7番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小林主査</p>	<p>7番でございますが、現地確認を5月11日に行っております。場所は、神郷下神代、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は3名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人が高齢のため同居の親子間で贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番。</p>
<p>仲田委員</p>	<p>1番仲田です。確認日は5月14日、大原委員、信谷推進委員と行いました。場所は、国道182号線●●神社入口より哲西方面に100m先へ譲受人の家がありその裏です。田植も済んでおり問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>

ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号7番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第18号8番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

8番でございますが、現地確認を5月11日に行っております。場所は、神郷油野、現況地目は田4筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人が県外に居住して耕作できず、申請地近隣の農家に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。16番。

大原委員

16番大原です。5月14日、仲田委員、信谷推進委員と現地確認しました。場所は、旧油野小学校の東200m先へ●●●●番●、●●●●番●あります。●●●●番●、●●●●番●は県道縁、旧油野小学校から東300m先にあります。●●●●番●は道路に取られて無いのです。元は●●●●番●、●●●●番●は同じ田でしたが道路改良で枝番●は無いです。

小林主査

登記簿上の情報報は議案の通りで、この地区は筆界未定になっております。筆、面積は存在していますが境界が分からない状況です。

●●●●番●と●●●●番●との間に道路が入っており●●●●番●の方が筆界未定地域でまとまった面積があり、その中に加えられているであろうと思われます。面積、筆とあがってますが境界が分からない状況

態ですが、土地の売買譲渡は可能ですので申請の通り承認していただければと思います。いかがでしょうか。

会 長

これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号8番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第18号9番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

9番でございますが、現地確認を5月11日に行っております。場所は、哲多町矢戸、現況地目は畑20筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物はぶどう、作業従事者は8名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、以前から利用権設定して耕作していた申請地を売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。利用権設定の解除申請は後で出ております。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番。

井藤委員

8番井藤です。5月8日、宮脇委員、小川委員、逸見推進委員、私と4名で現地確認しました。場所は、県道50号北房井倉哲西線の●●バス停より新見方面へ200m坂を上がった所です。所有権移転し引続き耕作されるので問題ないと思います。以上です。

<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号9番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第19号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小林主査</p>	<p>議案第19号農地法第4条についての申請につきまして、2件申請がございました。それでは、議案第19号第1番でございます。確認を5月10日に行っております。場所は、上熊谷、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は墓地で、既存の墓地は高い場所で自宅から遠く、公道がないなど不便なことから、現在の自宅近くに墓地を新設するものです。期間は令和4年6月1日から令和4年7月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、墓地区画造成工事費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番。</p>
<p>赤井委員</p>	<p>4番赤井です。確認日を5月8日、眞壁委員、谷岡推進委員と行いました。場所は、●●センターから500m上に●●●の参道右下にピオーネを植えた農地です。問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第19号1番の議案に賛成の</p>

方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第19号2番について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

2番でございますが、確認を5月10日に行っております。場所は、千屋井原、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は駐車場で、自宅が坂の上であり、特に冬場は不便かつ危険であることから、道路脇の申請地に駐車場を新設するものです。期間は許可日から令和4年6月30日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番。

小田委員

2番小田です。確認を5月15日、泉推進委員、真壁推進委員と行いました。場所は、千屋井原地区●●●の50m手前左に●●がありその隣です。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第19号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、いずれの面積も30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。

全 員

「よろしい。」

会 長

それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第20号農地法5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

小林主査

議案第20号農地法第5条についての申請につきまして、4件申請がございました。第1番でございますが、現地確認を5月10日に行っております。場所は草間、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は太陽光発電設備です。転用理由ですが、耕作しておらず、後継者もないため今後も耕作が見込まれないことから、申請地に太陽光発電設備を設置するものです。契約の種類は賃借権設定で賃借料は記載のとおりです。工事期間は許可日から令和4年6月30日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費・太陽光発電設備・設置工事費は記載のとおりで、自己資金によるものです。太陽光発電に関する内規に移行している申請であると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番。

神山委員

10番神山です。4月20日に藤本委員、妹尾推進委員、私と事務局で現地に1回行き、5月15日に藤本委員、藤川委員と新たに現地確認を行いました。場所は、北房井倉哲西線を井倉からあがり●●バス停から南東へ1.2キロ先の地区になります。新見市の内規に添った申請で問題ないと思います。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第2

<p>小林主査</p>	<p>0号2番の許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>第2番でございますが、現地確認を5月10日に行っております。場所は土橋、現況地目は田1筆でございます。転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、他に適地がないことから、やむをえず自宅隣りの申請地に住宅木造2階建てを新築するものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は許可日から令和4年10月26日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成・建築費は記載のとおりで、自己資金・借入によるものです。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。9番。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>9番藤本です。現地確認を5月15日、藤川委員、神山委員、私とで行いました。場所は、唐松から県道を豊永へあがり土橋地区●●●●から北へ300m先にあります。申請者は3世代家族で住宅が狭くなり、親子関係で贈与し新築するもので問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第20号3番の許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小林主査</p>	<p>第3番でございますが、現地確認を5月10日に行っております。場所は上市、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、譲受人は今般住宅の新築を計画しており、他に適地がなく、申請地に住宅木造2階建てを新築するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和4年6月1日から令和5年3</p>

	<p>月 31 日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費、土地造成・建築費 は記載のとおりで、自己資金・借入によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。12 番。</p>
眞壁委員	<p>12 番眞壁です。5 月 13 日に、泉推進委員と調査しました。場所は、上市市民センターから南東に 60 から 70 m 先、作物は作っておられません問題ないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第 20 号 3 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第 20 号 4 番の許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>第 4 番でございますが、現地確認を 5 月 10 日に行っております。場所は西方、現況地目は畑 1 筆でございます。転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、祖母所有の申請地を使用貸借し、自宅木造 2 階建てを新築するものです。契約の種類は使用貸借件設定です。工事期間は許可日から令和 5 年 7 月 31 日までです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第 3 種農地第一種住居地域と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成・建築費 は記載のとおりで、借入によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。7 番。</p>

倉脇委員	<p>7番倉脇です。5月16日に、溝尾推進委員と現地確認をしました。場所は、大学の坂下を西方小学校の方へ入った小学校裏です。耕作されていないようで問題ないと思います。以上です。</p>
会長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、1番から4番については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>
会長	<p>それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の農地集積計画の決定について今回、新規の貸し付けが44件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番豊永宇山、畑1筆、9年10ヶ月賃貸借、2番豊永宇山、田1筆、4年7ヶ月使用貸借、3番から26番大佐永富13件、田25筆、使用貸借、大佐小南11件、田25筆、使用貸借、いずれも3年7ヶ月です。27番大佐布瀬、田1筆、3年7ヶ月、使用貸借、28番神郷下神代、田6筆、4年10ヶ月使用貸借、29番神郷下神代、田4筆、4年10ヶ月使用貸借、30番神郷下神代、田1筆、1年使用貸借、31番神郷下神代、田1筆、4年6ヶ月賃貸借、32番神郷油野、田3筆、2年10ヶ月使用貸借、33番神郷高瀬、田3筆、3年7ヶ月使用貸借、34番哲多町田淵、田3筆、8年8ヶ月使用貸借、35番哲多町田淵、田3筆、8年8ヶ月使用貸借、36番哲多町田淵、田6筆、4年11ヶ月使用貸借、37番哲多町大野、田2筆、4年1</p>

	<p>1ヶ月使用貸借、38番哲多町矢戸、田3筆、4年10ヶ月使用貸借、39番哲西町畑木、田2筆、9年8ヶ月貸借、40番哲西町畑木、田2筆、9年8ヶ月貸借、41番哲西町大野部、田8筆、9年8ヶ月使用貸借、42番哲西町矢田、田2筆、9年8ヶ月使用貸借、43番哲西町上神代、田7筆、10年10ヶ月貸借、44番哲西町上神代、田11筆、4年10ヶ月使用貸借、となっております。尚、44件中、農地中間管理事業によるものは34件です。新規については以上です。</p>
会長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を順次求めます。1番から推進委員6番。</p>
妹尾委員	<p>推進委員6番妹尾です。現地確認を5月15日に藤本委員、藤川委員、神山委員と4名でしました。1番、2番の場所は、北房井倉哲西線を豊永に入り佐伏川沿いに500から600m先、左にあがると1番の畑があります。そこから1キロ先、湯川診療所がありそこから1キロ南に行くと2番の田があります。田植えも済ませてありました。以上です。</p>
会長	<p>続いて3番からお願いします。推進委員7番。</p>
後藤委員	<p>推進委員7番後藤です。3番から14番、17番から26番は大佐中学校、グラウンド、下水処理この間に全部あります。15番、16番は小南区で大佐グラウンドの下の辺にあります。受け手は、●●●●、●●●●、●●●●の3件です。27番、旧布瀬小学校の川向うにあります。以上です。3番から27番全て、農地中間管理事業のものです。</p>
会長	<p>続いて28番からをお願いします。1番。</p>
仲田委員	<p>1番仲田です。信谷推進委員が欠席なので代わりに説明します。現地確認を5月14日、大原委員、信谷推進委員と行いました。28番の場所は、182号線沿い●●●参道入口前の●●●上流側にありました。29番は、28番の周り川向の●●●地区にあります。●●●●の●はキクイモを植えてありサルの檻が設置されてました。30番、この件は3条申請で下限面積が不足であることから、急遽利用権設定で借受けるものです。31番、●●●地区にあり田植えも済んでおりました。32番、1筆は牧草を植えるもので後2筆は田植えが済んでおりました。33番、貸付人の家の前にあり田植えも済んでおりました。問題ありません。以上です。</p>
会長	<p>34番からお願いします。推進委員9番。</p>

逸見委員

推進委員 9 番逸見です。現地確認を 5 月 8 日、井藤委員、宮脇委員、小川委員、私とで行いました。場所は、県道北房井倉哲西線の国際貢献大学校から哲西方面に 300m 先、●●バス停左に 34 番の 3 筆があります。35 番は、34 番の 3 筆の隣、同じ所にあります。36 番、その場所から哲西方面に 500m 先、●●●●がありそこから●●方向に 500m 入った所に有ります。37 番、先程の国際貢献大学校から●●●方向に 1 キロ入り●●地区がありその山の中にあります。38 番、県道新見川上線成羽方面の、高梁市境に近い●●バス停を右に 200m 入り●●●集会所があります。更に、500m 先奥に入った山中にありました。いずれの農地も問題ないと思います。以上です。

会 長

39 番からお願いします。6 番。

三上委員

6 番三上です。5 月 10 日に、奥津委員、奥津推進委員と確認しました。39 番、40 番の場所は、国道 182 号線哲西中学校右手に 500m 先の●●●看板を左に入り 200m 先、神代川を渡った左右にあります。41 番、国道 182 号線●●●方面に入り●●●を過ぎ峠を越えると最初の民家が右に見えます。その民家の周りに 8 筆あります。42 番、国道 182 号線を旧道に入り矢神郵便局の手前を右に入り高速道の高架下を通過した先にあります。43 番、国道 182 号線●●●●を右に入り●●地区の一番奥にあります。44 番、国道 182 号線 JA 矢神支所の手前を右に入り、高速道の上を越し左に入り 200m 先左手に 11 筆あります。いずれも管理されていました。以上です。

会 長

ありがとうございました。事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第 21 号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、新規は決定いたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。

森本局長

再設定が 12 件出ております。今まで耕作されてきたものの継続です

	<p>ので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p> <p>(ありません。)</p> <p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第21号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。ここで、11時まで休憩といたします。</p> <p>～ 休憩 ～</p>
<p>会 長</p>	<p>時間がまいりましたので、再開いたします。報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の届について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小林主査</p>	<p>農地法施行規則第29条の届についての届出が2件ございました。第1番は確認を4月22日に行っております。場所は足見、現況地目は畑1筆でございます。理由でございますが、車両を倉庫代わりに使用していたが使いにくいため、新たに農機具倉庫を設置する、というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は許可日から令和4年5月10日までです。第2番は確認を4月7日に行っております。場所は哲多町矢戸、現況地目は田1筆でございます。理由でございますが、田までの通路が危険であるため、申請地に農道を設置する、というもので、面積は103㎡で28×1mが既存の農道拡幅、25×3mが新規の農道設置です。工事期間は令和4年5月1日から令和7年4月30日までです。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員より報告願います。10番。</p>

<p>神山委員</p>	<p>10番神山です。確認日は、4月21日にしております。場所は、旧足見小学校から7400m行った●●集落にあります。ブドウ畑の棚の横に廃車を利用して荷物を入れてたのですが、それを新しく倉庫を設置するものです。問題ないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>続いて2番をお願いします。8番。</p>
<p>井藤委員</p>	<p>8番井藤です。4月8日、宮脇委員、小川委員、逸見推進委員、私と4名で現地確認しました。場所は、県道33号新見川上線を●●●より新見方面300m先へ行った所です。25m×3mは以前より日当たりが悪く耕作されておられません。1.6m嵩上げたうえで農道を設置します。又、28m×1mは、前に立派な農機具倉庫があり大型重機が出入りするには道幅が狭く、危険であるため農道を設置するのはやむを得ないと思われれます。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小林主査</p>	<p>農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用の申請が15件ございました。今回同様の転用になりますので携帯会社の充農で全て同一になりますので省略させていただき説明します。第1番は、4月4日に行っております。場所は馬塚、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るというもので、契約の種類は賃借権の設定となっております。工事期間は令和4年4月15日から6月30日までとなっております。第2番は、場所は菅生、現況地目は田1筆、工事期間は令和4年4月5日から6月30日までとなっております。第3番は、場所は草間、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年4月15日から6月30日までとなっております。第4番は、場所は豊永宇山、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年4月5日から6月30日までとなっております。第5番は、場所は上熊谷、現況地目は田1筆、工事期間は令和4年4月5日から6月30日までとなっております。第6番は、場所は菅生、現況地目は田1筆、工事期間は令和4年4月20日から7月31日までとなっております。第7番は、場所は坂本、現況地目は田1筆、工事期間は令和4年4月15日から6月30日までとなっております。第8番は、場所は西方、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年4月10日から6月30日までとなっております。第9番は、場所は千屋花見、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年4月20日から7月31日までとなっております。第10番は、場所は大佐小阪部、現況地目は畑1筆、工事期間</p>

は令和4年4月5日から6月30日までとなっております。第11番は、場所は太田治部、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年4月20日から7月31日までとなっております。第12番は、場所は神郷下神代、現況地目は田1筆、工事期間は令和4年4月5日から6月30日までとなっております。第13番は、場所は哲多町本郷、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年4月10日から6月30日までとなっております。第14番は、場所は哲多町宮河内、現況地目は田1筆、工事期間は令和4年4月10日から6月30日までとなっております。第15番は、場所は哲西町上神代、現況地目は田1筆、工事期間は令和4年4月15日から6月30日までとなっております。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員からの説明を求めますが場所の説明は省略しましょう。確認日の報告を1番から順次お願いします。12番。

眞壁委員 12番眞壁です。1番、2番、7番とも確認日を書類に記入しております。今、手元にありません。

会 長 続いて、3番を10番。

神山委員 10番神山です。3番を5月15日に確認しました。

会 長 4番を9番。

藤本委員 9番藤本です。4番を5月15日に確認しました。

会 長 5番、6番を4番。

赤井委員 4番赤井です。5番、6番を5月8日に確認しました。

会 長 8番を7番。

倉脇委員 7番倉脇です。8番を4月8日に確認しました。

会 長 9番を2番。

小田委員 2番小田です。9番を5月15日に確認しました。

会 長 10番を3番。

宮本委員	3番宮本です。10番を4月11日に確認しました。
会 長	11番を15番。
山田委員	15番山田です。11番を5月6日に確認しました。
会 長	12番を1番。
仲田委員	1番仲田です。12番を5月14日に確認しました。
会 長	13番、14番を11番。
宮脇委員	11番宮脇です。13番、14番を4月8日に確認しました。
会 長	15番を6番。
三上委員	6番三上です。15番を4月14日に確認しました。
会 長	続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	<p>法務局照会について今回5件ございました。1番の場所は西方、確認を3月28日に行いました。登記地目は牧場5筆、現況地目は山林1筆、宅地2筆、雑種地2筆という申請で、牧場を廃業し、山林・宅地・雑種地になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番の場所は1番の続きです。登記地目は牧場2筆、現況地目は雑種地・原野という申請で、同様の理由で雑種地・原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。3番の場所は高尾、確認を4月4日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は雑種地という申請で、時期不詳で雑種地になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。4番の場所は大佐布瀬、確認を4月4日に行いました。登記地目は田1筆・畑2筆、現況地目は原野1筆・雑種地2筆という申請で、時期不詳で原野・雑種地になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、当初申請の現況とは相違がありましたが、法務局へは非農地で回答しています。5番の場所は神郷高瀬、確認を4月4日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は山林という申請で、時期不詳で山林になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。</p>

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番。
倉脇委員	7番倉脇です。1番、2番とも4月4日に眞壁委員と確認しました。場所は、●●●から中国道を超えて山に入った所です。現況の通りでした。3番も4月4日に確認しました。場所は、国道180号線を駅前交差点から●●へ入った所の、公園の橋向にあります。雑種地でした。
会 長	4番を15番。
山田委員	15番山田です。4月11日に、宮本委員、後藤推進委員と確認しました。場所は、旧布瀬小学校から真庭方面へ1.1キロ行った所の右にあります。
会 長	続いて、5番を16番。
大原委員	16番大原です。4月12日、仲田委員、信谷推進委員と現地確認しました。場所は、神郷●●の●●団地を北へ200m先で、山林であることを確認しました。
会 長	次に、農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	農地転用期間変更届について、1件でております。上熊谷地内農地改良届による嵩上げの変更になります。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番。
赤井委員	4番赤井です。現地確認を5月8日にしました。肥土を入れたら工事は完了するので問題ないと思います。
会 長	次に、完了届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	完了届が4件出ています。1番大佐小阪部地内農地法施行規則第53条の規定による許可を要しないもので楽天モバイル携帯電話基地局の工事。2番土橋地内、農地法第4条による植林です。3番哲西町大野部地内、農地法施行規則第29条による農機具倉庫の設置。4番石蟹地内、農地法施行規則第29条による農道の設置です。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願い

	します。3番。
宮本委員	3番宮本です。4月10日にはできていました。
会 長	続いて、9番。
藤本委員	9番藤本です。5月15日に確認しました。きれいに植林されておりました。以上です。
会 長	続いて、17番。
奥津(忠)委員	17番奥津です。5月10日に確認しました。倉庫が建っていました。
会 長	続きまして、推進委員5番。
三輪委員	推進委員5番三輪です。5月10日確認しました。完成しておりました。
会 長	次に、転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	転用工事進捗状況報告が1件ございます。豊永佐伏地内、農地法第5条による住宅敷地及び駐車場用地です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。14番。
藤川委員	14番藤川です。5月15日に確認しました。最近、棟上げがされておりました。以上です。
会 長	ありがとうございました。次に利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	利用権設定中途解約合意書が7件出ております。金谷地内、高齢のため2件。大佐小南地内、農地法3条の売買のため。神郷高瀬地内、借受人の体調不良のため。哲多町矢戸地内、農地法3条の売買のため。哲多町田淵瀬地内、借受人の変更のため。哲西町大野部地内、転貸人の都合により。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願い

	します。推進委員 4 番。
溝尾委員	推進委員 4 番溝尾です。5 月 15 日に確認しました。きれいにされて返還されておりました。
会 長	続いて 2 番をお願いします。
溝尾委員	推進委員 4 番溝尾です。これも昨年まで耕作されておりきれいな状態で返されておりました。
会 長	3 番を推進委員 7 番。
後藤委員	7 番後藤です。今回の 3 条申請 6 番の件です。
会 長	4 番を 1 番。
仲田委員	1 番仲田です。借受人の体調不良です。この外にもありますが、地元の方が耕作されると聞いております。以上です。
会 長	続いて、5 番を推進委員 9 番。
逸見委員	推進委員 9 番逸見です。これは先程、許可されたぶどう畑の売買のために、事前に中途解約が合意されたものです。6 番は、借受人が中間管理機構に代わるので中途解約が合意されました。以上です。
会 長	7 番を 17 番。
奥津(忠)委員	17 番奥津です。貸付人の都合によるものです。
会 長	続きまして、日程 3 協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
事務局	(ありません。)
会 長	無いようですので続きまして、その他ですが事務局から何かありますか。
森本局長	前回、農業委員活動記録セットの記入について様々な質問をお受けし、簡単ではありますが記入についてまとめたものを、お手元にお配りして

	<p>おります。できれば月、5件以上記入していただければと思います。4月5月分につきましては、6月総会で確認させていただきたいと思えます。記録セット冊子に切取り線がついておりまして、切取り提出しやすくなっておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
小林主査	<p>本日、総会終了後に農地部会を開催いたしますので、関係の方はお集まりください。よろしくお願いいたします。</p>
川添主査	<p>次回の総会ですが、6月17日金曜日、午前9時30分から場所は南庁舎3階大会議室で開催します。また、7月の総会予定は15日金曜日午前9時30分からとなります。よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を仲田代理にお願いします。</p>
仲田委員	<p>以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)</p>
	<p>(閉会時刻 午前 11 時 30 分)</p>

和 4 年 5 月 2 0 日 作成